

会 則

2020年4月1日
日英言語文化学会(AJELC)

(名称)

第1条 本会は、「日英言語文化学会」(The Association for Japanese and English Language and Culture 略称 AJELC)と称する。

(目的)

第2条 本会は、以下の研究を行う。

1. 日英の言語文化に関する研究
2. 日英以外の言語文化に関する研究
3. 日英言語文化教育に関する研究
4. その他、上記の3つに関連する分野の研究

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年1回の大会、年3回の定例研究会の開催
2. 2年に1回の紀要、年に3回のニューズレター等の出版物の発行
3. 日英語比較およびその背景文化に関する研究・調査・情報交換
4. その他必要な事業 ミニ講演会

(会員)

第4条 本会の会員は、一般会員・学生会員・賛助会員および名誉会員よりなる。

1. 一般会員は、本会の目的に賛同する小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学等の教員、専門学校や塾の講師および関係機関や企業等の個人等とする。
2. 学生会員は、大学院および学部の学生とする。
3. 賛助会員は、本会の目的に賛同する機関・企業とする。
4. 名誉会員は、本会の活動に特別に寄与した者、ならびに会長が指名した者とする。

(会費)

第5条

1. 会費は、一般会員 4,000円、学生会員 1,000円、賛助会員 8,000円とする。
2. 会員は、会費を、原則として、年度当初に納める。
3. 会費の額を変更する場合は、総会において承認を得る。

(組織)

第6条

1. 本会に本部委員会を置く。本委員会は、正副会長・正副運営委員長・6委員会担当役員および委員長で構成し、本会の基本的な方針を決定し、必要に応じて実施する。なお、本委員会には陪席として名誉会長・参与・顧問が出席することもある。
2. 本会に運営委員会を置く。運営委員会は、会長・副会長・正副運営委員長・各委員会担当役員・正副委員長・常任理事および運営委員で構成し、各種事業の企画、遂行に当たる。
3. 本会に総務・財務・広報通信・定例研究会・大会・紀要の6委員会を置く。各委員会は、担当役員・委員長・副委員長・委員で構成し、それぞれの委員会が関係する案件を審議し、実施する。

(役員)

第7条

1. 本会に次の役員を置く。任期は、以下のように定める。
会長 1名 1期2年で重任を妨げないが、3期6年までとする。
副会長 若干名 1期2年で重任を妨げない。
常任理事 若干名 1期2年で重任を妨げない。
理事 若干名 1期2年で重任を妨げない。
会計監査 2名 1期2年で重任を妨げない。
6委員会担当役員 各委員会1名 1期2年で重任を妨げない。
6委員会正副委員長 各委員会1名 1期2年で重任を妨げない。
運営委員長 1名 1期2年で重任を妨げない。
副運営委員長 2名 1期2年で重任を妨げない。
運営委員 若干名 1期2年で重任を妨げない。
その他、会長が必要と認めたもの 若干名。
2. 本会の相談役として、名誉会長1名、参与・顧問を若干名置くことができる。
3. 総会の承認を要する役員の任期は、当該総会承認年度の4月1日から起算する。
4. 役員の辞任により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を総轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、必要あるときは会長の仕事を代行する。
3. 常任理事および理事は、理事会を構成し、会長・副会長を助け、本会の事業遂行に関する事項を審議、決定し、執行する。特に、常任理事は運営委員会にも出席し、本会の全体に関わる立案・企画・運営に当たる。
4. 各委員会担当役員および正副委員長は、各委員会を構成し、委員会業務を統括する。
5. 会計監査は、本会の財務・会計の監査を行う。
6. 名誉会長、参与、顧問は、本会の活動、運営について本部委員会、運営委員会などに出席して意見を述べるができる。
7. 正副運営委員長は、総務委員会に所属し、本会全体の事務を総轄する。
8. 運営委員は、総務・財務・広報通信・定例研究会・大会・紀要の各種委員会を構成し、各事業の企画・遂行に当たる。また、運営委員会を構成し、本会の全体に関わる立案、企画、運営に当たる。

(役員の選出)

第9条 本会の役員は次の方法により選出する。

1. 会長は、運営委員会が常任理事、本部委員、運営委員の中から選挙で選出し、理事会を経て、総会において承認を得る。
2. 副会長は、会長が推薦し、本部委員会、理事会を経て、総会において承認を得る。
3. 常任理事・理事・会計監査は、運営委員会が推薦し、理事会を経て、総会において承認を得る。
4. 各委員会担当役員および正副委員長は、会長が推薦し、理事会を経て、総会において承認を得る。
5. 正副運営委員長は、運営委員会が運営委員の中から推薦し、会長が委嘱する。
6. 運営委員は、運営委員会が会員の中から推薦し、会長が委嘱する。
7. 運営委員の交代・補充は、必要に応じて任期の途中でもあり得る。

(会議)

第10条

1. 総会は、原則として、毎年1回、大会開催時に開く。
2. 理事会は、原則として、毎年2回、大会開催時と2月の定例委員会開催時に開く。
3. 本部委員会は、年に3回か4回を目処に、開く。
4. 運営委員会は、毎回の定例研究会及び大会の前に開く。
5. 上記の会議および委員会は、会長の召集により、必要に応じて、臨時に開くことができる。
6. 上記の会議および委員会における議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(定例研究会)

第11条

1. 定例研究会の企画・運営は、定例研究会委員会を中心にしてこれに当たる。
2. 定例研究会は、原則として、隔月(偶数月)に開く。

(年次大会)

第12条

1. 年次大会の企画・運営などは、大会委員会を中心にしてこれに当たる。
2. 研究発表の選考は、大会発表審査委員会が行う。
3. 年次大会は、年1回、原則として、6月第2土曜日に開く。

(紀要等)

第13条

1. 紀要の編集方針、論文の審査方法、印刷の体裁、発行の日程などは、紀要委員会を中心にしてこれに当たる。
2. 紀要に投稿された論文の選考は、査読委員による査読結果をもとに、紀要論文審査委員会が行う。
3. 紀要は隔年に発行する。
4. 紀要の他に、随想集、モノグラフを不定期に発行することもある。編集方針等は、特別委員会規定に定める。

(ニューズレター)

第14条

1. ニューズレターは、編集方針の決定、原稿の依頼と集約、原稿の校正・完成などを広報通信委員会を中心にしてこれを行う。
2. 発行は、メール配信で年3回とし、同時にホームページ上にも掲載する。
3. 会員への配信は、原則として、広報通信委員会が行う。

(会計)

第15条

1. 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
2. 本会の決算および予算案は、財務委員会がこれを作成し、本部委員会、運営委員会ならびに理事会に諮り、総会の承認を得る。
3. 決算は、会計監査がこれを監査する。

(事務局)

第16条

1. 事務局に関わる業務は、総務委員会がこれを担当する。
2. 事務局に事務局長を置き、総務担当役員がこれを兼務する。事務局は、原則として、事務局長が所属する大学の研究室に置く。

(会則の改正)

第17条 この会則の改正は、本部委員会あるいは運営委員会によって提案され、理事会の審議

を経た後、総会の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(細則・運営要領・規定)

第18条 本会の運営に必要な、以下に関する細則や運営要領、規定は、別に定める。

1. 総会、本部委員会、理事会、運営委員会
2. 総務委員会、財務委員会、広報通信委員会、定例研究会委員会、大会委員会、紀要委員会
3. 選挙管理委員会
4. 特別委員会規定、特別研究委員会(SIG)規定
5. 慶弔規定、災害等緊急時規定

(付則)

1. この会則は2008年4月1日より施行する。
2. 会則の一部を2010年度より改訂し、2010年4月1日より施行する。
3. 会則の一部を2011年度より改訂し、2011年4月1日より施行する。
4. 会則の一部を2012年度より改訂し、2012年4月1日より施行する。
5. 会則の一部を2016年度より改訂し、2016年4月1日より施行する。
6. 会則の一部を2018年度より改訂し、2018年4月1日より施行する。
7. 会則の一部を2019年度より改訂し、2019年4月1日より施行する。